

押印廃止に係る教育委員会規則の一部改正について

教育委員会事務局総務課

1 改正の概要

押印を求める手続の見直しを実施するため、次の栃木県教育委員会規則について所要の改正を行った。

- (1) 栃木県立学校施設使用に関する規則
- (2) 教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則
- (3) 博物館の登録に関する規則
- (4) 栃木県立学校の授業料等に関する規則
- (5) 栃木県教育委員会会議規則
- (6) 県立学校管理規則
- (7) 県立学校職員服務規程
- (8) 栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則
- (9) 栃木県公立学校職員結核性疾患等取扱規則
- (10) 栃木県文化財保護条例施行規則
- (11) 栃木県教育職員免許状に関する規則
- (12) 栃木県埋蔵文化財センター管理規則
- (13) 栃木県教育委員会聴聞手続規則
- (14) 栃木県情報公開条例施行規則
- (15) 栃木県個人情報保護条例施行規則
- (16) 栃木県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則
- (17) 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

2 改正の概要

デジタル県庁の実現に向けた取組の一つとして、県民や事業者の利便性の向上を図るため、行政手続における押印を原則廃止することに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

3 施行期日

令和3年3月31日

4 参考（押印見直しの基準）

- (1) 県民等からの申請等における押印
条例、規則、要綱等の規定に基づき、県民、民間事業者、市町等に押印を求める文書等については、印鑑証明を要する手続等を除き、原則として押印を廃止
- (2) 県教育委員会が施行する文書への公印の押印
県教育委員会が施行する文書については、県教育委員会又は相手方の権利義務に関する文書等を除き、原則として公印の押印を廃止
- (3) 庁内手続（サービス等）における押印
サービスに係る庁内手続については、押印の廃止により事務が非効率となる場合等を除き、原則として押印を廃止

○教育委員会（規則）

栃木県教育委員会規則第六号

押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

押印を求める手続の見直しのための関係規則の一部を改正する規則

（栃木県立学校施設使用に関する規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

一 栃木県立学校施設使用に関する規則（昭和二十五年栃木県教育委員会規則第三号）別記様式

二 教育関係職員の服務の宣誓に関する規則（昭和二十六年栃木県教育委員会規則第九号）別記様式

（博物館の登録に関する規則の一部改正）

第二条 博物館の登録に関する規則（昭和二十七年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第二号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中「㊧」を削る。

（栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正）

第三条 栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

「~~出席者氏名~~」を「~~出席者氏名~~」に改める。

（栃木県教育委員会会議規則の一部改正）

第四条 栃木県教育委員会会議規則（昭和三十一年栃木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>第四条 略</p> <p>2 略</p>	<p>（出席）</p> <p>第四条 略</p>	<p>（出席）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 教育長又は委員が出席したときは、出席簿に押しなければならない。</p> <p>3 略</p>

（県立学校管理規則の一部改正）

第五条 県立学校管理規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

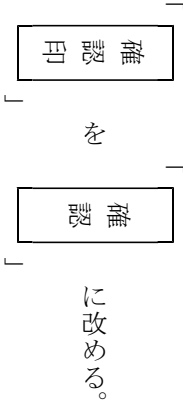
様式四中



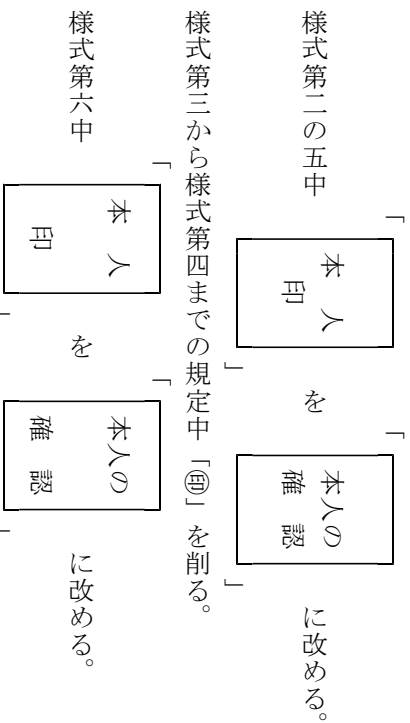
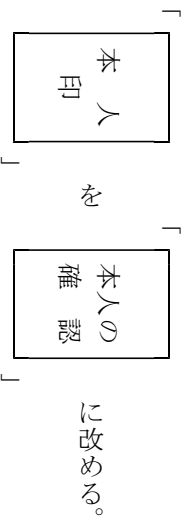
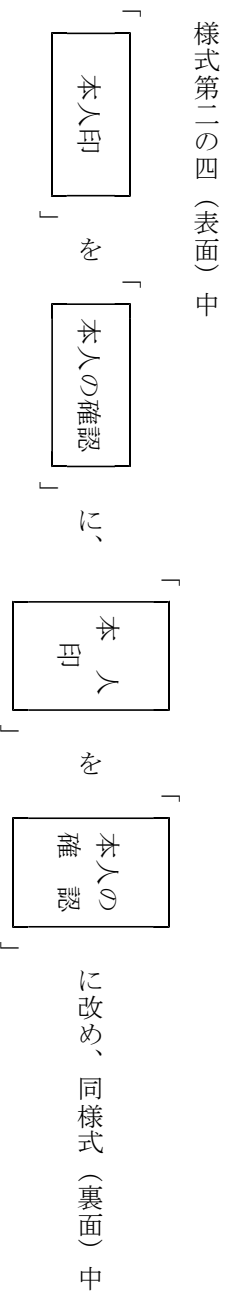
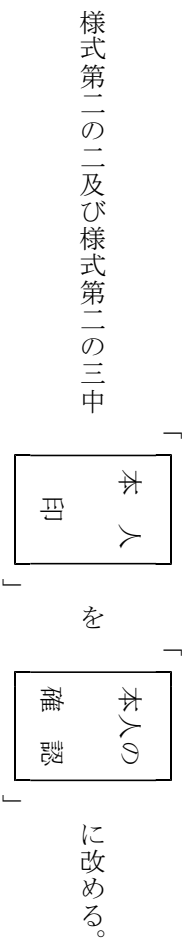
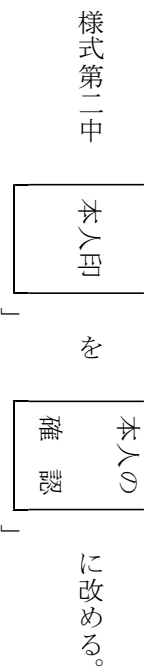
（県立学校職員服務規程の一部改正）

第六条 県立学校職員服務規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中

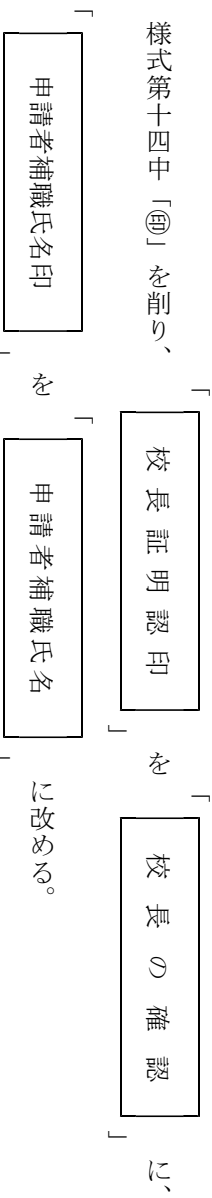


様式第一の二注を削る。



様式第七から様式第十三までの規定中「㊦」を削る。

様式第十四中「㊦」を削り、



様式第十四の二から様式第十四の六までの規定中「㊦」を削る。

印	校長印	校長の確認			

様式第十四の十二中

を

に改める。

様式第十四の十三から様式第十八までの規定中「㊦」を削る。

(栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則の一部改正)

第七条 栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則(昭和三十四年栃木県教育委員会規則第四

号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「㊦」を削る。

(栃木県公立学校職員結核性疾患者等取扱規則の一部改正)

第八条 栃木県公立学校職員結核性疾患者等取扱規則(昭和三十四年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を

次のように改正する。

別記様式第一号中「㊦」を削る。

(栃木県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第九条 栃木県文化財保護条例施行規則(昭和三十八年栃木県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように

改正する。

様式第一号、様式第十一号から様式第十五号まで、様式第十七号、様式第十八号、様式第二十一号及び様式第二十三号中「㊦」を削る。

様式第二十四号中「㊦」を削る。

(栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第十条 栃木県教育職員免許状に関する規則(平成元年栃木県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように

改正する。

別記様式第一号中

「(ふりがな) 氏 名 印」 「(ふりがな) 氏 名 印」

(本人署名の場合(は押印省略可)) 「(ふりがな) 氏 名 印」 に改める。

別記様式第二号中

「氏 名 印」 「氏 名 印」

(本人署名の場合(は押印省略可)) 「(本人が署名すること。) 氏 名 印」 に改める。

別記様式第三号中

「本人氏名 印」 「本人氏名 印」

(本人署名の場合(は押印省略可)) 「(本人が署名すること。) 氏 名 印」 に改める。

別記様式第五号中

「(ふりがな) 氏 名 印」 「(ふりがな) 氏 名 印」

(本人署名の場合(は押印省略可)) 「(ふりがな) 氏 名 印」 に改める。

別記様式第五号中

「(ふりがな) 氏 名 印」 「(ふりがな) 氏 名 印」

(本人署名の場合(は押印省略可)) 「(ふりがな) 氏 名 印」 に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号中「三」を削る。

別記様式第十号から別記様式第十二号までの規定中

「(ふりがな)

氏 名 _____ を 氏 名 _____

に改める。

(本人署名の場合には押印(番捺可))

別記様式第十三号中「四」を削る。

別記様式第十五号中

「校長氏名

四

「校長氏名

(ふりがな)

を (ふりがな)

に改める。

出陣教諭等氏名

五

出陣教諭等氏名

_____」

別記様式第十六号中「四」を削る。

別記様式第十七号、別記様式第十八号及び別記様式第二十一号から別記様式第二十七号までの規定中

「(ふりがな)

「(ふりがな)

氏 名 _____ を 氏 名 _____

に改める。

(本人署名の場合は押印(番捺可))

別記様式第九号及び別記様式第十号中「三」を削る。

別記様式第十一号 栃木県埋蔵文化財センター管理規則(平成三年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

改正する。

別記様式中「五」を削る。

別記様式第十一号 栃木県埋蔵文化財センター管理規則(平成三年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十二号 栃木県教育委員会聴聞手続規則(平成六年栃木県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(聴聞調書の記載事項等)</p> <p>第十二条 法第二十四条第一項及び条例第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号及び第六号に掲げる事項を除く。)を記載しななければならない。</p> <p>い。 _____</p> <p>一〜九 略</p> <p>2 略</p> <p>(聴聞結果報告書の記載事項等)</p> <p>第十三条 法第二十四条第三項及び条例第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならぬ。</p> <p>一〜三 略</p>	<p>(聴聞調書の記載事項等)</p> <p>第十二条 法第二十四条第一項及び条例第二十四条第一項の調書には、次に掲げる事項(聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号及び第六号に掲げる事項を除く。)を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>い。 _____</p> <p>一〜九 略</p> <p>2 略</p> <p>(聴聞結果報告書の記載事項等)</p> <p>第十三条 法第二十四条第三項及び条例第二十四条第三項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>一〜三 略</p>

別記様式第一号から別記様式第五号までの規定中「五」を削る。

(栃木県情報公開条例施行規則等の一部改正)

第十三条 次に掲げる規則の規定中「三」を削る。

一 栃木県情報公開条例施行規則(平成十二年栃木県教育委員会規則第三号)別記様式第十三号

二 栃木県個人情報保護条例施行規則(平成十三年栃木県教育委員会規則第七号)別記様式第二十六号

(栃木県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部改正)

第十四条 栃木県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則(平成十四年栃木

県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「四」を削る。

(栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第十五条 栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成十七年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務課)